

18 麻 薬 取 締 部

(1) 取 締

① 概要

ア 薬物犯罪の取締

麻薬取締官は、麻薬及び向精神薬取締法第 54 条の規定に基づき、厚生労働大臣の指揮監督を受け、司法警察員として、次の法律で規制される薬物犯罪の取締りを行っています。

[薬物関連六法]

- | | |
|------------------------|----------------------------|
| ・麻薬及び向精神薬取締法 | ヘロイン、コカイン、MDMA、LSD等 |
| ・大麻取締法 | 大麻草、乾燥大麻、大麻樹脂、液体大麻等 |
| ・あへん法 | あへん、けし、けしがら |
| ・覚せい剤取締法 | 覚醒剤 |
| ・麻薬特例法 | 薬物犯罪収益の隠匿・收受の処罰、薬物犯罪収益の没収等 |
| ・医薬品医療機器等法
(旧「薬事法」) | 指定薬物、危険ドラッグ |

[刑 法]

- ・第 2 編第 14 章あへん煙に関する罪

イ 各取締機関との連携

例年 5～6 月に、厚生労働省と近畿厚生局麻薬取締部が主催して薬物取締関係機関の参加を得て「近畿地区麻薬取締協議会」を開催し、新たに規制された薬物の周知や特異事例、犯罪手口の変化に対応する取締上の問題点などの情報を交換し連携を図っています。

また、事件によっては、関係取締機関（警察、海上保安本部、税関）と合同で捜査を行っています。

② 捜査実績

平成 27 年に、近畿厚生局麻薬取締部が検挙した人員は合計 192 名で、覚醒剤約 130g、コカイン約 110 g、乾燥大麻約 1.3kg、指定薬物約 2.3kg 及び 6.5 リットル等を押収しています。

	25 年	26 年	27 年
検挙人員	92 名	141 名	192 名

(2) 危険ドラッグ対策

① 概要

危険ドラッグは、麻薬や覚醒剤にまさるとも劣らない有害性をもつにもかかわらず、法の網をくぐり抜けて売られている薬物のことです。

厚生労働省では、対象物質を次々と医薬品医療機器等法（旧「薬事法」）の指定薬物に指定（H28. 4. 18 現在 2343 物質）し法規制しています。

麻薬取締部では、販売店に対する立入検査や悪質な販売店、デリバリー型・ネ

ット型販売者に対する捜査、さらには、危険ドラッグ乱用者に対して徹底した取締りを実施しています。

今後こうした行政・司法での取り組みを継続して実施していきます。

②実績

危険ドラッグ販売店に対する立入検査を実施するとともに危険ドラッグ販売店経営者や危険ドラッグ乱用者を検挙しました。

各々件数については、「(5)立入検査」及び「(1)②捜査実績」参照

(3) 鑑 定

① 概要

薬物犯罪の捜査に関連して、犯罪を立証するため、麻薬取締部では大阪と神戸の2か所で、最新機器を使った規制薬物の鑑定を行っています。

薬物犯罪の裁判においては、この鑑定が科学的捜査の中核となる重要な業務です。

主な鑑定として、

ア 押収薬物の特定

イ 被疑者から採取した生体試料（尿、汗、毛髪、血液等）からの規制薬物の検出

ウ 関連押収物に規制薬物が付着しているか否かの鑑定

エ 信頼性の高い鑑定手法の開発や新たな規制薬物の鑑定方法の研究等があります。

② 実績

	25年	26年	27年
鑑定総件数	1,520件	2,081件	2,196件

(4) 許認可等

※当該業務のうち麻薬及び向精神薬取締法に基づく麻薬小売業者間譲渡許可は平成28年度から都道府県に事務・権限を移譲しました。

① 概要

麻薬、覚醒剤、向精神薬等は、医療上非常に有用性のあるものが少なくありませんが、乱用されると、乱用者個人の健康の問題にとどまらず、各種犯罪の誘因となるなど公共の福祉に計り知れない危害をもたらすことになります。

乱用による保健衛生上の危害を防止するため、これら薬物の使用及び流通を医療及び学術研究に限定し、また取り扱うことができる者を免許制等により特定し、その取扱いについて規制することにより、不正ルートへの横流しを防止しています。

薬物五法に基づき、厚生労働大臣、近畿厚生局長による免許・指定・届出・許可等の審査、進達及び各種免許等の交付事務を行っています。

② 実績

	25年	26年	27年
許認可総件数	1,179件	1,239件	1,276件

(5) 立入検査

① 概要

各法規に基づき免許・指定・届出・許可等を受けている輸出入・製造・製剤・小分け・元卸・卸業者、医療機関、薬局等小売業者、研究者や危険ドラッグ販売店等に対し、管内府県の担当者等と協力し立入検査、行政指導を実施しています。

② 実績

	25年度	26年度	27年度
立入検査実施総件数	248件（うち指定薬物84件）	323件（うち指定薬物239件）	115件（うち指定薬物2件）

(6) 中毒者対策（治療相談・再乱用防止）

麻薬中毒者に対して、麻薬中毒者相談員、府県麻薬取締員と協力し、再び乱用しないよう相談・指導を行っています。（注：中毒とは依存ともいい、薬物の使用を自己抑制できない状態を指します。）

また、薬物相談業務に携わる関係機関との連絡協議会を通じて、相談業務の充実、連携を図っています。

更に薬物乱用相談電話を設置し、麻薬等乱用者の家族などからの相談に応じています。

相談電話番号 06-6949-3779（大阪）
078-391-0487（神戸）

(7) 薬物乱用防止のための予防啓発活動

不正薬物の供給を削減するための密売人の取締りとともに、需要を削減するために、乱用者を検挙することや、新たな乱用者を作らないことが重要です。そこで、薬物の乱用経験がない青少年に対する啓発指導を実施しています。

○ 主な予防啓発活動

ア 不正大麻・けし撲滅運動

あへん法で規制されている「けし」であるパパヴェル・ソムニフェルム・エル及びパパヴェル・セティゲルム・ディーシーや麻薬及び向精神薬取締法で麻薬原料植物に指定されているハカマオニゲシ等の開花時期や大麻の成長期に合わせ、ポスター、リーフレット等を配布し、府県・保健所等と協力して不正大麻・けし撲滅運動（5月1日～6月30日）を実施し、大麻・けしの発見除去に努めています。

イ 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（6月20日～7月19日）

ウ 麻薬・覚醒剤等乱用防止運動及び乱用防止地区（府県）大会

厚生労働省と都道府県が共催して、国民の薬物乱用防止に対する意識を深めるため、毎年、様々な地域団体を加えた麻薬・覚醒剤等乱用防止運動や乱用防止地区（府県）大会を開催しています。（毎年10～11月）

エ 学校教育における啓発活動

学校等における薬物乱用防止教室に参加し、薬物乱用防止に関する講演を行うなど、青少年に対する薬物乱用防止の予防啓発活動を展開しています。

